

『エリザベス朝時代の復讐悲劇 1587—1642』

(第1章 復讐の背景) ⁽¹⁾

菊池 英夫

(1)

明快な規則としての血族による復讐は現代においては時折行われるにすぎないが、初期の人々の間では一般に行われるものであり、彼らの宗教や、法律や、習慣に強く影響したのである。現代の犯罪理論は、法律や規則が破られる国家の存在と、規則破りに対して国家が課する処罰とを前提としている。しかしごく初期の時代にあっては国家というものがなかったので、犯罪もまたありえなかつたのである。その代わり個人に対して、もしくは姻戚関係によって共に結び付けられた一団の人々に対して、単に違法行為がなされたのである。現代では私犯とされるこの個人的な違法行為の救済のため、初期の個人に可能な唯一の行為は、自分を傷つけたものに対する直接的な復讐であった。暴力行為は犯罪ではなく単なる個人的な不法行為だったので、同じ類の復讐は、正義感の最初のあらわれでもあった。なぜなら、私的復讐は最も強力にして、悪が正される唯一可能なかたちであったのである。フランシス・ペイコンは、復讐を「一種の無謀な正義」と呼んだとき、そういう状態を認めたのである。

最初に復讐が始まったとき、傷を負った人間だけが復讐に関心があった。正しさ、あるいは義務についてはなんら疑問なく、ただ力の問題だけであった。もし弱ければ復讐ができないままだし、代わってくれる人は誰もいなかつたであろう。社会的な意識の何らかの感覚が成長するにつれて、復讐の理論にも力から正義へと相応する発展が見られた。最終的には、家族の相互的な関係が家長の直接的で恐るべき権威の元にあることに個人が気付いたとき、復讐する権利はもはや選択の問題ではなく、束縛的な義務となつたのである。いまや家族の一員を怒らすものは家族全員を怒らすことになるのである。家族間の報酬としてありうる分捕り品を公用する結ばれた二つの家族が、いまや二人の個人に代わって互いに反目しあうのである。もし家族の一員が殺された場合、危害を加えられた家族は実際の殺人者を探し罰する必要はないのである。連帯感が強く感じられ

るので、家族の一員なら誰でも殺人者の家族の誰か別の代表者を殺してもそれで十分なのである。これは真の共同正義であり、権利の持つ義務を作り出し、復讐する義務を強要しつつ歴史的に古くからあるあの復讐行為（*vendetta*）の元にあるものである。

ヴェンデッタは年代順に二種類に分けられる。まず、流血の罪の決定のための社会組織が欠けている蛮族間の野蛮で抑制のない流血の争いであり、ふたつめは、集団的にして世襲的な処罰の制限という特徴のある個人的で抑制されたものである。復讐はそれを扱う法律がないために、いまだに法の範囲を超えたものである。そして、復讐する義務は殺害された人の親族とともにある。しかし軍事的独裁政治であろうと、あるいは世論であろうと、その範囲を規定するある権力が存在する。これらの範囲は普通、同罪刑法（*talion*），即ち恨みには恨みをという厳しい法律の形をとり、これがある危害に対する正確で標準化された処罰を世に広め、加害者に課す罰をもっと危害にあったものとした。

アングロサクソン人がイギリスに移住した時代、法律上も社会的にも発展中のもっとも未開のゲルマン民族のうちで、アングル人、サクソン人そしてジューート人はまさに、復讐（*vendetta*）の初期ともっと後の形体間の橋渡しをしていたのである。

現存する最も初期のイギリス法は、贖罪金（*wergeld*）という独特の仕組みにもとづいている。暴力行為は依然として個人や家族に対する私犯とみなされていた。そしてアングロ・サクソン民族の激しい家族精神によって、親族だけが殺人に対する補償を申し出るか、様々な結果が起こる危険を冒すかの責任を負うようになった。それに対して、両者が同意したときには、危害を加えられた家族だけが補償を受け取る義務があった。（相互間の）宿根（*faehthe*）として知られる私闘の権利はアングロ・サクソンの自由民にとってかけがえのないものであった。なぜなら、それによって奴隸と区別されたからである。

この宿根は結局解消されたが、それはキリスト教によるというよりはむしろ、私的な悪と常に考えられてきたことに自らかかわろうとしてきた中央権力の発展による所のほうが大きい。この段階は、国王が贖罪金の一部を要求したときに実現した。7世紀後半には既に民事訴訟においてのみ、国王は損害賠償金の分け前にあずかるものと考えられていたのである。後に国王は犯罪訴訟でも一定の額を支払われるようになった。そしてこの要求は、家来に対する加害は国王と国家に対する加害であるとする考え方を支持することとなった。エドワード懺悔王の法律は、昔から伝わって来た親族の果たすべき色々な義務を廃止したが、国王に直接支払える保証金をもうけた。ただ贖罪金のうち小額が親族に支払われるべく残されたけれども。さらに贖罪金にも責任ある人の数を制限する方法がとられたが、その結果贖罪金が支払われないので、復讐が果たされる人の数も制限された。ついに10世紀半ばに、殺人の責任は殺人者のみが背負うものときっぱりと定められた。そして彼の親族は犯罪と共に、贖罪金のうち彼らの分担金とから縁を切ることをみとめられた。

進歩は必ずしもスムーズではなかった。デーン人の熱烈な個人主義と彼らのさらにもっと未開な文明とが、進歩に一時的な停滞を与えたのである。また、エドマンドの時代の後イギリスには合法的な仇討ちが存在したという証拠はないが、消えやらぬ痕跡がヘンリー1世の時代まで続いているように思われる。実際に、贖罪金に関する法律はエドワード1世の時代まで効力を失わなかつたのである。しかしながら、私闘は14世紀の前半まで法律上認められていたのである。このころ個人による復讐という不当な要求は、国家に対する犯罪であると全面的に考えられるようになってきた。そこで個人が、公共の福利よりは自分たちの特権の方がはるかに価値があると、長年考え続けたのである。

ウイリアム征服王は国家の正義に関するノルマン人の法則を持ち込んだが、それもやはり、施行のさいは親族の助けに依存するものであった。彼はイギリスに上訴と呼ばれる告発のたぐいを導入した。それによると未亡人は夫を殺めた者を訴えることができたし、あるいは、男系相続人が彼の先祖を殺害した者を訴えることもできた。有罪の判決がなされた場合には国王はそれを特赦することができなかつた。家族の権利は過去の時代にさかのぼってこのように尊重され、及ぼされた危害は私的権利の侵害とみなされたのである。贖罪金の制度を廃止する一方で、上訴の法的手続きには昔の仇討ちの精神が残つた。というのは、最も近い親族が殺人者を告訴しなければならなかつたし、決闘裁判という直接的な復讐において頻繁に彼と戦わなければならなかつたからである。陪審による裁判という他に採りうる方法もあったが、ほとんどの殺人者は決闘裁判のほうを好んだのは明らかである。『判事の鏡』というエドワード2世時代の著書の筆者は次のように嘆いている。「順法者が身をもって共犯証人と争うことを申し出るとき、正義が彼を国家の上に置くよう強制することは、悪弊である」と。

上訴は明らかに15世紀の終わりまで、殺人を訴追するための社会一般に確立された手段であった。しかしながら、手続き全体が非常にいいかけんだったので、殺人者は処罰を完全に逃れる可能性すらあつた。この制度に元からあつた欠陥を是正するためヘンリー2世は、正式に起訴することを提言した。この場合訴えられた者は当局に情報が提出されるだけですぐに裁かれるはずであった。この方法はエリザベス朝時代に殺人者を起訴するという法的な方法をまだ残していた。ただ上訴もまだ知られており理論的には適用されることができた。上訴は、多かれ少なかれ私的問題であった。そして私的な復讐が法律上正当と認められていた時代になにやら似たやり方で解決することができた。実際トマス・スミス卿はそれを「彼の訴えに基づく戦いにして私的復讐」とよんでいる（1583年）。しかし正式な起訴は、今日行われている国家裁判の制度をほぼ全面的に導入した。旧時代の名残のひとつは、国家が動ける前に最も近い親族が明確な情報と罪状とを持って訴え出なければならなかつたことである。

(2)

厳しく罰せられるべき新たに勝ち取られた特権を侵害しながらも、裁判とはエリザベス朝国家にとって他に類のない特権であったにもかかわらず、復讐の精神はこの時代も相変わらず旺盛であった。形が単に異なっただけである。殺人とは依然として最も近い親族に加えられた危害と見なされていた。そして法律は親族に正義を与えるためできる限り曲げられないようにしようとしていた。もちろん統治者たちは特赦を出していたが、それは通常故殺事件に限っていた。

エリザベス朝時代の法律の最高の権威であるコーク主席判事は、殺人を次のように定義している。即ちそれは、健全な記憶と思慮ある年齢の人間の行為であり、集団によって述べられたものであろうと、あるいは法律に暗に含まれているものであろうと、彼はあらかじめ意図した犯意によって王国内で不法に殺人を犯し、それ故に負傷者は1年と1日以内になくなる場合であると。(予謀の)殺意とは、他者を殺したり、傷つけたり、殴打したりすることを計画して、沈着な犯意でそれをなすことである。これは法律では、あらかじめ考慮した、予謀の犯意 (*malitia praecogitata*) とされている。この犯意とは、まるで人の意思に反して試みられるかのように、他人に広げられるであろうから、法律上は真に憎むべきものである。「ある者が人を殺してしまっていて、もしその時別人も共に殺そうとしていたならば、その人に対しても有罪である。」それ故に、『ハムレット』のクローディアスは、彼がハムレットに飲ませようとした毒をガートルードが飲んで亡くなるとき、法律上は故殺罪でなく、第一級の謀殺罪を犯したことになる。

指令を与える共犯者は殺人を犯す主犯と同様有罪であるが、色々と明快な区別がある。人にとって犯意は致命的な危害が加えられるまで続いているものに違いない。のちに出合って仲直りしたが、その後またけんかをし、一方が他方を殺した場合、二人の間には犯意の感情があったのかもしれないが、この出来事は故殺であって謀殺ではない。前者の悪意が途切れたからである。つまり仮にAがBに対してCを殺すよう命令するが、行為がなされる前にそれを取り消し、Cを殺さないよう言いつけるとすれば、BがCを後に殺したとしてもAは共犯ではない。なぜなら、共犯者の犯意は行為がなされるまで続かなければならないからである。そういう一般的な状況がダヴィナントの悲劇『残酷な兄弟』のなかで提示されている。

例えばCを殺すのに、Bにとって動機となる事実をAがBに語れば、たとえAがCの死にとって遠因になるとしても、AがCを殺したというのは言葉の乱用となるだろう。もしもAがBにCを殺させようと相談したり、斡旋したり、命令したりすることを思いとどまれば、実際にそうする以前は、たとえ自分が言ったことの影響がBに殺人を犯させる原因になるだろうと予想したり望んだりしたとしても、彼は共犯にはならないだろう。例えばイアゴーは、「毒は使わずに、ベッドの中で彼女を絞め殺すんだ。」というたった

一言を除けば、殺人が犯される以前は共犯者として有罪であるとされることはありえなかつたであろう。

犯意とは謀殺罪を決定する最重要点であり、行為に含蓄されているものである。誘因が何もないのに人を殺したとする。事件によれば、これは単純な犯意か、極刑をもたらした予謀的犯意であるかも知れなかつた。1年以内に人が死ぬような中毒は、法律的に見れば犯意を暗示しており、それ故に予謀の犯意を伴う殺人である。仮に犯意の意図がなくとも殺人を犯す他者に加われば、ただ故殺の罪で有罪であると判定される。他の故殺もまた任意である可能性があるが、突然のいさかいによって引き起こされるときのように、犯意を伴つた殺人と判定されない。そのような場合、人は予謀なくして、また故に予謀の殺意なくして殺されるのである。

私的な仇討ち（血族による復讐）は、必然的に予謀の殺意から起るので、エリザベス朝時代のイギリスでは法律上の足がかりはなかつた。あまねく大目に見られた唯一可能で私的な報復とは、危害に対する即座の反応であり、それは故殺であり重罪と判定されたが、国王による特赦の可能性があつた。「報復」という言葉はよく考えたうえで使われている。なぜなら、精神的により優れた人々は、1私人によって自分のために執行される「処罰」というものを何ら認めなかつたからである。実際、私的に行われる処罰は、法律に何ら国家による処罰が用意されていなかつた危害の場合ですら、名誉に対する侮辱的な言葉やわずかな危害と共に、合法的ではなかつた。この点エリザベス朝人は、感情的には復讐者の側に立っていたけれども。

自分たちに降りかかった悪を罰する権利は、多くのエリザベス朝人にとって貴重なものであり、彼らの復讐に対して法律に示された予謀の殺意の解釈を、彼らは認めていなかつた。ジェームズ1世は次のように命じたときこの態度を斟酌している。「吾が愛する忠実な臣下達よ、・・・我々の大いなる不満を覚悟の上で・・・今後は誤った想像と解釈に基づいて差し出がましくしないように・・・（所謂）権利に対しいかなる類の冒険も、あるいは、自分たちの諂いで（律法に見るような）復讐をするようなことは。」エリザベス朝の人たちは、復讐がひとつの権利であった以前の時代を意識していたが、コークは明白に法律を代弁して、私的に行われる復讐は裁判という見地からするといかかる状況でも許されない「大いなる犯罪隠匿」であると述べている。

故に近い親族の殺人に対する仇討ちは、予謀の殺意による他のあらゆる殺人と同様の法律的範疇に入る。エリザベス朝の法律が、血族の復讐者が抱くような殺意や予謀の結果としてのあらゆる殺人で、動機や酌量すべき情状を考慮に入れていたといいかなる証拠もない、その事実を明白に述べる文章が、1612年頃に書かれていた。「わずかであろうと激しいものであろうと殺人を誘発する言行を区別したり、あるいは、とりわけ命を重んじる鎧が同じ物か違うものかなどと、法律が区別することは絶対にないということは正しい。殺人事件では、危害に対する復讐の際に妻と交わる人と、策略によって成

功を予想する人とを、法律は何ら区別しない。というのは、我々は全く違う状況を作り出すが、法律は流血に対しなんらの免責宣誓も許さないし認めないのである。」

エリザベス朝時代の法律は、殺人者たちを裁判にかける能力があると感じられていた。それ故に、最初に殺人を犯したものに対するのと同様、自らの手で裁いた復讐者をも厳重に罰した。先の時代から伝わってきた私的な裁判を意識した当局は、自分たちの時代も依然としてひどく混乱する可能性があることを認めていた。そこで私的な復讐によって法律を一般的に敬わなくなることがおきないようにしようと決めていた。1615年の決闘事件を起訴するとき、フランシス・ベイコンにより、法律上の立場に関して多分最も雄弁な声明がなされたであろう。「悪影響の故に、諸卿にはなにとぞ以下のことをご考慮いただきますよう。即ち復讐がいったん治安判事の管轄から不法に移されれば、神の定めに反して、「我に復讐せば、我復讐す」となりましょう。さすれば皆、わが身を守るためにではなく相手を攻撃するために剣を取りましょう。私がずうずうしくもいったん法律を我が物とし始めれば、わが身に降りかかった不正も正そうとするでしょう。それによって起こり、倍増するかもしれない危険と不都合さとを予測できる方はおりますまい。それは宮廷に突然の嵐を巻き起こし、陛下の御心を悩ませ、また安全を脅かす原因ともなるかもしれません。口論から言い争いに、言い争いから群衆化し、ひいては騒動、騒乱へと化するかもしれません。また、特定の個人から複数の家族や縁戚の不和へと発展するやも知れません。さよう、國中に言い争いが蔓延するかもしれませんぞ。」

(3)

イギリスでは、私的な復讐について法律的に非難がなされたのは遅かったが、先ず聖職者と道徳家が非難した。国家裁判の制度が最終的に確立した後、復讐に対する宗教的にして倫理的な抗議が、神を恐れるエリザベス朝時代にあって、私人の思惑による無法状態に反対する絶え間のない戦いにより無類の力を發揮するまで増えていったのである。旧約聖書において仇討ちを合法とするモウゼの律法は、国家裁判に応用すべく捻じ曲げられるか無視され、あるいはキリストによって造られた新世界と対比された。モーゼの律法がイギリス人の生活に応用されたとき、その廃止についてダニエル・ツーヴィルは最も強い表現で1609年に次のように述べている。「エルサレムは新たに建設された。市民の中には今や復讐に対する渴望はなく、懲罰法は廃止されている。それは古代人の命令でなく、彼らが従うあなたに献身するものなのである。もはや目には目をでもなく、歯には歯をでもない。」

復讐に対する主な反論は、それが他のすべての道徳家の意見の主要素となっていたのだが、トマス・ビーコン（1560）の言葉より引用できるかもしれない。「仕返しをしたいと望むことは、“復讐は我が物、罰するは我が業なり”とあるように、あらゆる復讐

が神に固有のものであるとき、これをなすことは禁じられている。」こういう直接の命令があることは否めなかった。「人間の内輪ごとから起こった復讐を、あらゆる人間に託すということが神の目的ならば、一連の特権としての復讐する権力を神は持たなかつたであろう。」

私的な復讐をこれほど明確に禁ずる神の言葉があったので、これに従わない者を永罰が待ち受けていると信じることは全く当然のことであった。クリーヴァー（1612）は次のように宣言している。つまり、復讐者は「自ら神の保護を剥ぎ、祝福を祈ることも手にすることもできない。神の庇護から外れているからである。神はなんらの援護も約束しないし、天使たちもまた道に外れた者を守ろうとはしない。」ホール主教（1612）は、復讐者に肉体と魂の二重の死がおとずれることを予想する。宗教文筆家たちは、「人間が追及する復讐は正しいし、また不相応に扱われていると想像するとき・・・神は好意的であると考える」ことができるという事実を非難した。これまでいかなる復讐も正義を帯びうることはなかった。より低く実際的な見方に立ち、次のように主張された。つまり、復讐行為は栄誉を増すどころか減らしたのである。なぜなら、「それによって勝ち取られる栄誉は、その根拠が良くないからである。・・・栄誉とは、それ自身非常に高貴なものなので、復讐欲とおなじく非常に下品で悪辣にして不要なユーモアに頼ることはできないのである。」

最後に、道徳家たちは、復讐欲に苦しめられる人間の精神と、首尾よく復讐した人を待つ大いなる苦悶の陰惨な状況を次のように描いている。

あー哀れな復讐よ！見よ、そなたが殺めたものを、
憩いのうちに眠りつつ、この世の不安も苦しみもなく横たわる・・・
然るに命長らえたそなたは、胸のうちに幾千もの拷問の
恐るべき疼きを感じている。
というのも法の過酷さを逃れたとしても、
そなたの傷ついた良心は、千千にひび割れるだろう。
昼に不安をやり過ごしたとしても、夜ともなれば
そなたの傷跡癒えぬ魂が、ありとあらゆる恐怖の夢で脅すだろう。
孤児と寡婦の呪いがそなたにふりかかり
狼狽したそなたを墓まで誘うのだ。
もし神が慈悲の御心でそなたをこのようなことから守るとしても、
正義が逃れ得ぬ審判を下しており、
この先血みどろの疫病がそなたの家系に降りかかるだろう、
そなたの死後、治まるまでは。
哀れな世の中よ、これらがそなたが最も満足とするものならば、
私に望む流血と復讐を捜し求めるがよい。

(4)

これまで私的な復讐を禁止しようとしてきた勢力にのみ多大な関心が払われてきたが、必ずしも理路整然としてはいないが、改善に対する頑固な抵抗を無視することは重大な誤りとなろう。

中世時代しばしば騒動を起こしたイギリス貴族たちは、王室の正義というものが権力というよりは名ばかりのものに過ぎない時代に、暴力や個人的な仇討ちの精神を失わずいた。その内乱で命を落とした親類のための復讐の最高潮をもたらしたのは薔薇戦争である。ウェイクフィールドの戦いは、無力な犠牲者に容赦ない処罰をせまる血に飢えた復讐者の熱望が最も恐るべき形をとつて現れた例であった。

「彼（若きラトランド伯爵）は、クリフォード卿とかいう者に見つかり、あとをつけて捕らえられ、その服装から素性を問われた。若き紳士は驚きの余り言葉もなかつたが、ひざまずいて両手を挙げ、悲痛な表情をしつつ慈悲を請い、特別の計らいを望んだ。というのも不安で話す力が失せたからである。彼を助けてと彼の牧師が言った。彼は王子の子息であり、おそらく今後はあなたにとってよき計らいをするだろうから。その言葉でクリフォード卿は彼に注目して言った：畜生め、おまえの親父は俺の息子を殺したのだ。だから俺はお前とお前のあらゆる親族に同じことをするのだ。そう言いながら短剣で伯爵の心臓に突き刺した。そして彼がしたことと言ったことを伯爵の母と兄弟に伝えるよう牧師に命じたのである。」

テューダー王朝時代に先立つ時代の特徴であった集団暴力は、暴力が個人に限られるようになったこの時代にも引きつがれた。国家は既に法に従って統制され、法律は本に書かれていたが、荒々しさと独立心を受け継いだ人格は変わってはいなかった。私的な行為による救済の考えは依然としてしっかりと生きていたし、それらは個性を自慢する貴族社会の間では特にそうであった。人目もはばからない攻撃と決闘は当代流行の常習的行為であり、臆病すぎて法律を受け入れられない者たちにとって、いつでも人を突き刺す用意のある私的に雇う刺客に事欠かなかったのである。一人の説教者が（1585）説教壇から痛烈に非難した。「今日、あの廷臣が彼と地位が同格の者と競って、・・・これらはどれもこれも（つまり）お互いに反目し合い、（そう、ほんの少しのしくじりに対しても）誰彼かまわず激しく復讐と補償の文句をがなり立てるのだ。あの廷臣のように、街路で流血の惨事を引き起こして事を済ませる者もいる。」トマス・スミス卿（1583）はいみじくも次のように書いている。「わが国の性質は自由で、尊大で、命と血液を惜しげもなく浪費するのである。」

娯楽としての公開処刑を見物したエリザベス朝人は、流血の場面には慣れていたし、舞台上で同様の場面を見てもほとんどたじろぐことはなかったであろう。いやむしろそれを要求さえしたであろう。何故なら単なる窃盗よりも、他に動機がある殺人にとても

興味があったからである。窃盗を手早くかたずけるための殺人は容易に理解でき、犯人は速やかにつるし首にされた。しかし様々な動機ゆえの殺人はこの時代の観客的好奇心を搔き立てた。根っからの信心家であるエリザベス朝人は殺人を、ルネッサンス精神にとって究極の凶事としての死を伴う、あらゆる犯罪の中でも最悪と見なしていた。秘密と裏切りを憎むイギリス人特有の感情は、熱狂の中での公開処刑を大目に見る事ができたし、そうしたのである。「というのは突然、よく考えもしないでなされた行為は、熟慮の末に、目に見える悪意と共に冷酷になされる行為と比べ、理性が憤怒と、また偶然が選択と、そして必然が無謀とは違うように、種類も質も異なるのである。しかし計画的で、秘密で、極悪非道な殺人は、人の心の中で恐怖の旋律を奏でたのであった。

外見上公正な裁きへのイギリス人の固執は、刺客の雇用に反対した。エリザベス女王自身、家臣の幾つかのグループが革命の種をまくのではないかという心配から、短気な貴族たちのつまらない喧嘩に眉をひそめていたが、王国を平和に保つためにこれらを冷厳に鎮圧した。しかし国外から色々な考えが浸透し、オクスフォード伯爵は外国旅行からの帰途、シドニーに復讐するのに、大変難しかったのだが刺客の雇用を周囲に説得されてやめる気になった。

名譽と政治に対する幾つかの不満によって、エリザベス朝時代を通して意見の不一致が人々の心の中にくすぶり続けたが、ジェームズの統治の下、ロンドンに突然スコットランド人が入ってくるや新たな影響が見られるようになった。テューダー王朝による国家正義の厳格な適用は、ウェイクフィールドの戦いでの若き伯爵の謀殺に結びついだような動機を根絶することに多大な貢献をしたが、新国王と共にやってきたスコットランド人たちは古い伝統のそのような弱体を経験していなかった。実際かの地では、自救行為と仇討ちが全くの野放し状態でしきりに行われていたし、有力な貴族たちが王権側と体等に意見のやり取りをしていた。ジェームズ自身も1600年に血族の復讐者たちから危うく難を逃れ、その復讐心あふれる熱狂については彼も知らぬ訳ではないと断言していた。スコットランドでは法律の威力が弱かったので人々は法的手段で復讐できないときは、自らの手段に訴えて目的を果たさざるを得なかった。ウチルトリー卿は、彼の親族の謀殺者を積極的に訴追するというジェームズの約束がなんら価値のないものであると見て、馬で友人すべてのところに乗りつけ、彼の復讐に手助けするべく契約に署名するよう求めた。捕らえられた後、友を回って署名をもらったことを認めて白状し、さらに、彼にはそうする以外に復讐の手立てがなかったのだから、そうする大きな理由があったのだと述べたといわれる。また殺人者への復讐を手助けし参加するような友情はどれも迎え入れ断りはしないと、陛下に対し常に率直に認めたのだった。

スコットランド人が普通の殺人とまさに私的な復讐による殺人と考えることとの間に引く区別の最良の例は、1570年1月のハミルトンによるリージェント・マーレイの殺人に見ることができる。マーレイはハミルトンを迫害していた。ハミルトンは女王の側の

人間であったから。結局彼を監獄にぶち込んだ後、しきりにその財産を狙った。その心労がハミルトンの妻を狂気に追いやったとき彼は脱獄し、街路にひそかに待ち伏せして、マーレイが馬に乗って通りかかったところを撃ち殺した。彼はフランスに逃れ、そこに一定期間すみ続け、マーレイの危害に対してもはや我慢できなかつたために私的な復讐に及んだのだと何度も抗議した‥‥その後フランスにいる間彼を説得することはできなかつた。彼は、自分はただ自分の悲しみに対する復讐者なのだと何度も言いながら、その先悪辣なことを犯し、似たようなことをコリグニー提督に対しても試みるような人に見えるようだつたけれども。しかし懇願しても報酬を提示しても、他の人たちの復讐者になるよう誘惑されるようなことはなかつたであろう。

エリザベス朝人はスコットランド人たちが喧嘩早いことは、充分認識していた。「スコットランドではアイルランド人の情熱が如何に強欲なものであるかということは、よく知られている。そして復讐欲も又。というのはそれらの激烈な噴出は、あらゆる敵とその味方の血を流さずには決して治まることはなかつただろうから。」ピーター・ハイリン（1621）の意見ははるかにもっと明確である。「人々は引きつづき一つの野蛮な習慣を持っている。もある二人の人間が腹を立てたとすると、法律は期待せず、雄雄しくそれを叩き出すのである。つまり一方が彼の親族と一緒にになって、他方とその親族に相対して、雄雄しくそれを叩き出すのである。そして国王がいつの日にか平和を保ってくれると認めるならば、共に彼を重視するのである。こういう戦いを彼らは*Feides*と呼んでいる。」ウイルスはロンドンに伝染され、スコットランド人は例を示してイングランド人の間に私的な暴力を増やす明確な影響を及ぼしたのである。加えて、自分たちの町にスコットランド人が侵略したことに対するイングランド人の焦りと、国王によって示されたえこひいきとが二つの民族間に非常な悪感情を搔き立てたので、1615年頃に書かれた『ジェームズ1世統治秘史』の匿名の（また言語道断の）著者は、次のように述べている。「私的な口論が助長されている—しかし町の通りのいたるところで、特にスコットランド人とイングランド人の間で、決闘がなくならない。」

この時代の喧嘩早さは、また法廷の場にも広がつた。個人的な復讐心から裁判官の前に持ち出された様々な事件について、風刺家なら誰でも何か言いたいことがあったのだから。法的な決定が予想を外れると、報復や殺人さえもおこりかねなかつた。1616年にバートラムは不正な訴えが、裁判官ジョン・ティンドール卿の裁きにより不首尾に終わるや復讐を決意し、周到に準備した後卿を暗殺した。

仇討ちというスコットランド人の伝統の影響は、エリザベス朝時代の悲劇の観客を考慮する上で無視できないが、エリザベス朝人は心の中で悲劇作品を充分に意識していた。ロバート・アントン（1617）は次のように書いている。「現在見られるように、復讐について非常に実際的な、知られている限りでは最も激しい法律」。ウィザー（1626）は幾つか情熱を列举しつつ、唯一の指揮官になりたがっている人のような王子の地位を復

讐役の属性としている。復讐が取り上げられると常に謀殺が念頭にあった。ジェームズ1世（1618）は、「復讐と謀殺は対になってやってくるものだ」と率直に言い、クラレンズン伯爵は復讐を、最初に血が流されて以来の謀殺の偉大なるパトロンであると呼んでいる。ホール主教は次のように書いている。「収賄も強要による搾取もせず、手が穢れていた綺麗な者がいる。しかし自らの私的な復讐となるやいなや、血を見るのにいまだ足早なのである。」クリーヴァー（1612）は人々に復讐に注意するよう警告している。神は謀殺を許さないだろうと。

復讐は深刻な問題だったので、犯罪的熱狂としてのそれにエリザベス朝人が持つ関心は、その熱狂を搔き立てる複数の副次的熱狂の様々な分析に結び継いた。怒りはしばしば第一の属性とされた。グライムストーンは熱狂についての研究の中で（1621）、エリザベス朝時代の悲劇の悪漢－復讐者的研究に重要である怒りと憎悪を区別している。他者の目には憎悪とは、余りにも長く耐えたため人間の本性に反する悪意に変わった、人間本来の憤怒と定義されるはずであった。グライムストーンによれば、癪癩（あるいは怒り）とは個人的な邪惡な行為に由来するが、人は憎悪を感じるべく心を動かされる必要はない。つまり癪癩は特定の人々に対して感じられ、憎悪はあらゆる人に対して感じられるのかもしれない。癪癩は忍耐によって治せるが、憎悪は永久性のあるものである。癪癩は犠牲者に復讐者を認識するよう望むが、憎悪は犠牲者が知らぬ間に破滅するのをただ見守りたいだけである。癪癩は苦痛に満ち、憎悪は冷酷である。癪癩は復讐に際限があるが、憎悪にはそれがなく常に対象の絶対的な破滅を求める。

嫉妬は復讐と謀殺のもう一つの原動力であった。「それは時に噴出し、境界を越えてずいぶんと広がり、自ら極度の憎悪へと姿を変え、それから狂乱、狂気へと陥る。その対象は愛する一団の人々、あるいは敵もしくは対抗者のみならず、同様にそのようなものすべて。彼はこれらを、彼の陰謀と目的を妨げたり裏切ったりする、いずれにせよ障害または邪魔者になるかもしれないと考えているのである。その後常識と理性のすべてを越えた残酷な復讐、最も恐ろしく野蛮な謀殺が起こったのである。その通り、何度も自身の評判と名誉に反する、又自らの自我と生涯に反する行為が起こったのである。」

うぬぼれと野心もまた復讐と死の先駆者と考えられた。「というのも人のあらゆる暴力的な情熱は、理性はそれに対する冷静な助力を持たないのだが、衝動的なものである。しかし野心のそれは性急で凄まじい。また（報復的尊大さと一緒になれば）極めて不道徳なものとなる。不正義は尊大さの僕であり、復讐は不正義の実行者である。」

激發数及びその特質から判断すれば、嫉妬はおそらくエリザベス朝時代最大の悪徳であったろう。又復讐を誘引する最も強力な熱狂のうちの一つと考えられるかもしれない。実際バートン（1621）は、復讐は全くと言って良いくらい張り合いと嫉妬心から生まれると信じていたし、もう一人は（1611）それを正に謀殺の根源と呼んだ。嫉妬に由来す

る不平は直接の危害に由来するものより大きかった。何故なら不正な事をされた人は忘れたり危害を忍ぶことができた。「しかし既に嫉妬に陥っている人は、復讐に向かって発展するかもしれないことを何も解決せずにそのままにしておく。」嫉妬による憎悪は非常に大きいので、怒りとは対照的に、人がその惡意の受け皿になる必要の有る惡はなかった。実際それは、とりわけ徳が高く平和的な人にしばしば向けられたのである。

嫉妬深い人はなんら挑発すらないのに血を流すことに躊躇しなかった。しかし彼の物の見方にもよるが、実際に不正が行われると、その危害は十倍に倍増した。そして「内密の待ち伏せか、人目をはばからぬ敵対行為によって、自ら満足の行くようにするに違いない。どんな膏薬も彼のちくりと刺された指を治すことはないだろう。それをした彼の生き血（生命）を除けば。敵意は余りにも狂おしいばかりなので、友人も容赦しないし、敵なら仕返しあるのみ。」ジョン・ノーデン（1597）は簡潔にこの問題を要約している。嫉妬は「勇猛の、これは法的に正当な口論を維持するところに存在するものだが、あるいは本当に新謂復讐の、そのどちらの形態もしくは類似点も持ち合わせていない。そのために、危害を加えないような具合に危害を加えようとする。彼は嫉む単純な人であり、合法的な復讐という色彩をもつことが重要であるふりをすることができない。」

(5)

私的な復讐というテーマを持った時代という先入観が有るにもかかわらず、エリザベス朝時代の最終的には謀殺にいたる復讐については、多いとはいえない数の話ししか現代に伝わっていない。私的な決闘については多数の記述があるという例外があるけれども。我々は次のようなことを知っている。頻繁に流血沙汰に終わる複数の家柄間の確執は、この時代流布していなかったわけではないし、ジェームズ1世は（1610年頃）「偉大なる家柄間の大いなる被害の動機となる、あらゆる内紛やはなはだ執念深い確執を鎮圧するため」引き続き心を傾けることを誓っている。これらの確執は「際限がない」ものとして噂され、「個人のみならず偉大なる家族間でも・・・すべて中立にして公平なる結末を軽蔑するが故に引き起こされた。」サヴィオロは、二人もしくは三人の間の私的な口論が複数の家柄全体に拡大したのも頻繁でないわけではないし、最後は精神的に大きな深手を負い、流血沙汰に至った、と述べている。本気で決闘を選ぶまでに発展してしまった議論の一つと言うのは（1612年頃）、「幾つかの名家あるいはその味方の多くの者が、終わりのない不和を作り出そうとしているような場合は、問題に決着をつけるため、危険を伴うが、1回限りの戦いを持つ方が良かった。この場合決闘は正当化されるかもしれない。」というもの。そのような不和の一端が、1601年に首をはねられる前にサー・チャールズ・ダンヴァースが漏らした悔悟の念を垣間みると得られる。「グレ

イ卿が彼に対して何か不正を行ったためでなく、卿が激しく反目していたサザンプトンへの至純の愛のために、大いなる敵意を持つ者であると公言していたのである。」

貴族階級や紳士階級の間では、私的な復讐はほとんど例外なく決闘の形をとっていたが、あの悪名高きレスターはシミアー（彼はレスターと女王との結婚を暴露していた）を殺すため、女王の護衛の一人を雇って復讐しようとしたとして、中傷も交えて非難されていた。1628年にフェルトンが起こしたバッキンガムの暗殺は、彼の懸命の否定にもかかわらず、世間にほとんど遍くその動機が私的復讐にあるとされた。彼の裁判で一人の告発者が次のように主張した。彼は、「高慢にして復讐心旺盛な人間で、かつてある紳士から危害を負ったことがあった。彼は小指の先を切り落とし、挑戦状と共にその紳士に送りつけたのである。それによって彼は、自分の全身を危険に曝す必要はないと踏みしつつも一方で、復讐の機会を窺うやもしれませんぞという事を知らしめようとしたのであります。」

主人は時々召使の復讐を恐れていた。ファルク・グレヴィルは1628年、召使に充分に報酬を与えるために、彼に背中を刺された。1605年にある召使は、主人の娘と土地を少しやるぞという誓いをもらっていたが、この申し出が曖昧な約束に置き換えられると復讐を誓い、首尾よく雇い主を殺したのである。この事件のパンフレット作者は生き生きと誇張して次のように書き立てている。「年額30ポンドなんて500ポンドの相続人になっていたはずの人間を満足させないだろう。まことしやかな言葉も俺に復讐をやめさせる気にはさせないぞ。そういう言葉は俺の妻のことで事実を曲げて言われたものだ。だが頭にきてるなんて思われないようにし、仕事に励んでるって見えるようにしよう。それからまたお前の愛情にそっと、しかし胸の中に潜む蛇のごとく忍び込んで、俺がこの上なく親切だって思われてるときに、こっそりやろう。そうすりゃ、俺の復讐は突然この上なしだ。」1623年チェンバレンは以下の事件を記録している。「一人の徒弟がロンドン街で起こしたひどく野蛮な殺人、つまり女主人の二人の子供の首を搔き切り、その後自ら首をつった。理由は虐待に対するなんとも呪わしい仕返しだそうだ。」しかしいつの時代にも普通にある、このような野蛮な犯罪を長々と取り上げようと、これ以上考える理由はない。

1613年に起きたサー・トマス・オーヴァーベリーの殺人は、エリザベス朝の復讐のうちでも最も「マキャヴェリ的」で複雑な事件の一つである。彼は1601年頃、エдинバラで休暇中に若きロバート・カーというまだ世に知らない小姓に出会った。二人はすぐに友達になり一緒にロンドンに旅をした。そこで1606年カーはジェームズの目にとまり、急速に王のお気に入りとなっていった。カーとオーヴァーベリーはその後も極めて仲がよく、1610年にカーがロチェスター卿に叙せられたとき、ゴシップが流れ、それは王のお気に入りに対する、また間接的には王自身より優勢であることをからかったのである。1611年の初め、ロチェスターは、すでに評判が芳しくなかった若きエセックス伯

爵夫人に魅入られてしまった。オーヴァベリーは強くこれを諫めてあげたのに、ロチェスターは事もあろうに彼女の性格についてのオーヴァベリーの非難の言葉を夫人にそつくり教えてしまった。この頃、『妻』(The Wife)』という作品の手書きの原稿の中に登場したために、これはオーヴァベリーの差し金とされるのだが、伯爵夫人の怒りはいやがうえにも高まった。彼女は見比べてこれは自分の欠点を世間に曝すことと見なしたからである。オーヴァベリーは彼女の企みによって国王の不興を買い、1613年4月にロンドン塔に放り込まれた。ロチェスターはオーヴァベリーの尊大さと彼の言うなりになってきたことに対する友人たちの愚弄に辟易していたので、囚人となった彼を助けるような努力は何もしなかった。伯爵夫人は塔の司令官であるサー・ウイリアム・ウェイドを換えてサー・ガーヴェイス・ヘルウィスをと、首をすげ替えさせた。賄賂で買収できると考えたからである。ターナー夫人、薬剤師フランクリン、そしてリチャード・ウェストンが彼女の命令に従い、しばらく時間をかけて、恐らくは何袋かの硫酸銅を使ってオーヴァベリーを毒殺しようと試みた。サー・ガーヴェイス・ヘルウィスはたとえこの陰謀を知っていたとしても、実際にこの犯罪に手を染めたという容疑からは責任を免れることができるかもしれない。そして実際に裁判で、何が起こっているのか国王ジェームズは知っていたと信じていたので、自分は報告をしなかったんだと抗議したのである。

毒薬の袋はオーヴァベリーに一夏中届けられたが、たとえひどく苦しんでいたとしても、命を取り留めていたのである。毒薬が効かなかったわけは一般的には次のように説明できる。つまり毒殺者たちが毒を盛るのに非常に臆病だったか、あるいは当時としては珍しいわけではなかったのだが、毒薬を購入するときにだまされたかのどちらかである。本当の理由としては、ヘルウィスが毒入りの食べ物をあらかた取り替えてしまったということかもしれない。とにかく、伯爵夫人の忍耐心は1613年の9月までには尽き果てていた。結局オーヴァベリーは毒入りの浣腸で謀殺され、その遺体は早々に埋葬された。二ヵ月後、今やサマセット伯爵となったロチェスターはエセックス伯爵夫人と結婚したのであった。一年以上が過ぎた頃、サマセット伯の敵対者達によって疑惑が提起され、陰謀の全体像が暴かれた。共犯者達は処刑され、サマセットとその妻は裁判によって有罪とされたが、彼らの命は国王の介入によって救われた。

当時の世間の人々の考えが、謀殺の動機を正確に言い当てている。それによるとエセックス伯爵夫人とロチェスターとの結婚を妨害するためにオーヴァベリーがした様々な試みに夫人の性格を辱めるものがあったために、夫人が復讐を望んだというものであった。夫人の評判についてはゴシップもまた、オーヴァベリー同様思いやりのあるものではなかった。彼女とエセックス伯爵との離婚には、色々と非常に中傷的なうわさが伴った。また彼女は夫である伯爵が自分とロチェスターとの姦通を発見し復讐しないように、夫の毒殺のことをフォアマン博士とセイヴァリー博士という二人の魔法使いに幾分か前に相談をしていたとさえ信じていたのであった。

オーヴァベリーをひどく苦しめたが殺すまでにいたらなかつた毒薬の奇妙な効き目のなさは、これまで既に注目されてきた。しかしその効き目の遅さは、告発にいたつた点のうちでも強力なもの一つであった。それによると、謀殺はあらゆる犯罪のうちでも最も恐るべきものであり、中でも毒殺は最も忌まわしいとされたが、効目が長期間にわたって現れる毒による殺人は最悪であった。この時代の人々は、公然たる反目においてわが身を守る用意があった、「というのは、たぶん警戒と勤勉な方法によって、抵抗しなければならなかつたのだろうし、さもないと自然がこれまで育てたうちで最も乱暴な獣を避けねばならなかつたかもしれない。しかし、邪悪で當てにならない心から、毒殺殺人者から、どんな機智、あるいはどんな分別を守れると言うのか？」エリザベス朝時代には簡単な毒薬は一般公衆の間でも頻繁に使われていた。特にともかくにも自分の夫がいなくなればよいと思っている妻達の間では。実際にオーヴァベリー謀殺事件にからむウェストンに対する裁判の間に、コウクは姦通というものが最もしばしば中毒事件の産みの親であると気づいた。紳士間の遺恨は剣で決まりをつけるのが習慣であつて、中身の入った茶碗によってではなかつた。この時代を通じて上流社会の人々の間で知れ渡つた中毒事件が比較的みられないということは、毒物が使われなかつたという事実にもっぱらよるものなのか、様々な毒薬事件があつたが（オーヴァベリー事件がほとんどそうであったように）首尾よく揉み消されたと言うことなのか、あるいは裕福な人々が使つた毒薬は、調べた医者達の分析を不可能にするような物であつたと言うことなのかは、今でも大方は當て推量の問題にとどまるに違ひない。

イタリアの毒薬の秘伝を受けられたある人々が、未経験なイギリス人医者達の目を欺く、これまで見聞きしたことのない薬を使ったと言う可能性も常にある。確かに妙な方法が色々と信じ込まれ、当時のゴシップによれば、死亡が毒薬のせいにされた場合が数多かつた。1595年7月2日、エドワード・タルボットが星室庁裁判所ヘウッドとかいう人について苦情を申し立てた。ウッドは「原告は密かにこの被告を使って彼の兄弟であるシルーズベリー伯爵の毒殺を意図するだろうと訴えていたのである・・・」というのはウッドという人はそれを3年以上も前からほのめかしていたからである。何故ならこの原告は密かにこの被告と図つて彼の伯爵に毒をもろうと熱心に画策していたのである。」醜聞によれば、レスター伯爵はエセックス伯爵に毒を盛っていたという。「そこで彼は、彼の友人すべてが確信していることだが、あるイタリアの処方箋によつて引き起こされた大量の下血により死亡した。その処方箋の作成者は、その当時新しくイタリアから私の主人のところにやって来た一人の外科医（と信じられているが）であった・・・これらは何れも他の病気で様々な死に方をしているが、どれも驚くべきことではない。というのもこれこそイタリア芸術の優秀さなのだから・・・彼は、貴方がどんな方法、どんな病の症状で死のうとも、人を死に至らしめることができるのである。」レスターはまた自分の妻レティスとシェフィールド卿の毒殺を謀つたと信じられ

ている。多くの名のある人の死も毒殺されたんだと言う囁き声を引き起こした。そしてこのエリザベスの廷臣は毒を飲まされて死ぬのは自分の身の回りでは普通のことだということを問わず語らずに信じていたと言っても言い過ぎではない。あらゆる種類のエリザベス朝時代の文学の中で毒薬に対して痛烈に非難する箇所が異常に多いということは意味がないことではない。毒薬が投与された可能性があると信じられる様々な微妙な手段を、特に扱う公式に定められた法律があったという事実も意味がないわけではない。「味覚により、つまり肉や飲み物に煎じ込まれたものを食べたり飲んだりして。呼吸により、つまり私室又はその他の部屋で毒入りの香水を使って。3、接触によって。そして最後に代わりに置かれた物、例えばきらきら光る飾り物かもしくはそれと似た様な物によって」。悲劇における毒殺事件は現在普通に信じられているように、決して異国風でもなければ、観客の経験もしくは軽信的な性質を超えるものではなかった。

毒殺と疑われた事件の恐怖を催すような詳細な事情は、恐らくその大部分はエリザベス朝人の想像力の中にあったのだろう。起こる可能性があつたし、又実際に起こった復讐事件を例証するためには、二つの事件が選ばれよう。初めの事件はマレリーとか言う人物とホールとか言う人物との間におきた口喧嘩が辿った実際的な経緯を例証するものである。この口論はマレリーがトランプ遊びの際ごまかしをしたと言う友達の警告をホールが繰り返し述べたことから1573年に初めて起きた。その非難をめぐって二人の間に激しい言葉の応酬が続いたが、マレリーがロンドン辺りに噂を広げたという悪意ある報告に怒ったホールが、短剣を振りかざしてマレリーを襲ったが、そうたいした深手は与えなかつたという事件が起こるまでは、直接行動はなかつたのである。マレリーと彼の兄弟は、実際には実行に移さなかつたけれどもそうするぞと陰険に脅しをかけた様々な報復の計画を練り上げた。にも拘らずホールの使用人たちはこれに怒り、マレリーを襲ってさらに負傷させた。ホールはこの二番目の襲撃には直接指示はしていないと主張した。だがマレリーが告訴し使用人たちを刑務所に入れさせると、ホールは逆に、自分の命に脅威であるとしてマレリーを逮捕した。

ホールは訴訟から何の満足も得られず、陪審はホールの上訴によって中断されたが、判決でマレリーに百ポンドの損害賠償金をあたえた。しばらくした後でマレリーは、最初に自分を攻撃したと言う理由でホールを逮捕した。それに対しホールも、自分の使用人に向かって武器を抜いたかどで応報的にマレリーを逮捕した。今や両者は熱狂的な状態にあり、もしマレリーが突然死しなかつたら、直接対決は避けられなかつただろう。この事件は、口喧嘩に私的にして法的な仕返しの組み合わせが採用されたと言う点で興味深い。切望しすぎる余り直接刃を交わす事はできなかつたわけだが、結局謀殺的攻撃を阻止したのは自然死のみであった。

二番目の事件は、もっと重大な結末を迎えた。1607年、ジェームズに従つてスコットランドからやって来たサンクワイア卿は、剣術の達人ターナーと先端に皮袋をかぶせ

た剣で練習をしていたが、不運にも片目を失ってしまった。傷が癒えるとすぐ、彼はフランスに渡った。彼の地の国王はある日、彼が不具の身である事を知り、その訳を尋ね、驚きつつ加害者がまだ生きているぞと叫んだ。サンクワイアーはそれを聞いて驚嘆し、イギリスに戻り、しばらくして1612年、彼に雇われたごろつきのうちの二人がターナーを謀殺した。この殺人は大変な興奮を巻き起こしたので、ジェームズ自身も事の処理を急ぎ、卿と二人の共犯者の逮捕を命令した。彼らは皆裁判にかけられ、処刑された。この裁判は、サンクワイアーの白状の観点からして重要であった。その中で彼は、自分が受けたような危害を赦すような名譽ある人間はいないだろうし、かれに補償してくれる法律も無いのではないかと主張したのであった。

「私はこれまで彼への怨念を心深く持ち続けてきたことを告白しなければならないが、そんなに大それた復讐をする目的は何も無かった。しかし復讐の過程で自分の犯している不正を、キリスト教の教えに照らして考慮することはなかった・・・だが宮廷内で、そして武器を帶びて訓練された身としては、名譽にかけて立ち上がったのです・・・更に私は次のように中傷されております。根性の悪いやつで、常に執念深く、殺人を犯しては喜んでいると。初めて白状しますと、私は決して進んで不正なことを企んだ事はないし、この点は名譽にかけて弁明したかもしれません。私が復讐する権力を持っていたという点についても決して進んでこれを赦すことは無かったかもしれません。」

サンクワイアーはもしも自分でターナーその人を、ぐずぐずせずに殺していたならば国王によって特赦されただろう。心の中で復讐心を長期に渡って育んだ事や、共犯者の使用などいわゆるイタリア風の特徴は、——両方ともイギリス人の感情や慣わしに反する事として、彼の訴追者ペイコンによって巧みに取り上げられた——彼に絞首刑をもたらすこととなった。何故なら貴族としての死は拒絶されたからである。このような殺害を目的とした長期に渡る復讐は、明らかに異常なことと考えられた。というのは、イギリス人は一般的に、即座の攻撃か慣習的なやり方に従った決闘に、あるいはホールとマレリーの採ったような私的な攻撃と法律的な手続きの組み合わせに、もしくはローリーがエセックスの没落をもたらすべく色々画策したと推測されるような、あるいはオーヴァーベリーをジェームズの不興を買うように仕向けた上で、殺害され易く仕立てたような陰謀に、復讐の実施方法を限定していたからである。

(6)

1603年1月、シュール・ド・シェヴァリエールがイギリス人は「一騎打ちはしない」と書いたとき、少なくとも半分は当っていたのである。数年後になって、当りが減ったと言うこともありえなかっただろう。16世紀のイギリスは、流血の争いが無かったなどとは到底言えなかつたが、これらはほとんどその場での直接対決か、型にのつとった挑

戦状や、決闘に付きものの手続きのあらゆる枝葉末節なしの奇襲攻撃であった。フランスとイタリアの当局が採用した強圧的な方策が成功し、そしてそれはエリザベスの統治時代中の後年にウイルスの如くイギリスに伝染した。レイピアー（細身の剣）がイギリス人の武器としてもっと丈夫な剣に取って代わり、名譽が命よりも価値のある物になって来て、「勇ましい（valiant）」という言葉が新しい意味を持つようになった。禁じられてはいたがこの私的な決闘は、危害に復讐する方法として最も名譽ある、そして人気のある方法となった。イギリス人がこの新たに輸入された礼儀作法にのっとって復讐を何とかやり遂げるための指導を求めていたので、沢山の本が世に出た。それらの本は、廃れて久しい決闘裁判についての歴史的な話をするふりをして、その実私的な決闘の規則にのっとって読者を指導するという実際の目的を、それとなく隠すものであった。

一般的にエリザベスは、廷臣達に好き勝手なことはさせず、可能な限り彼らを和解させ、さもなければ法に則って厳しい処罰を受けざるを得ないようにしていた。例えば1592年に枢密院は、戦いを禁じた女王の命令に背いたとしてジョン・ホリスとジャーヴィス・マーカムとを投獄した。似たような不服従行為でジョン・スタンホープは、サー・チャールズ・キャベンディッシュに挑戦したとして投獄された。1600年枢密院は、サザンプトン伯爵がアイルランドを離れようとしていたので、北海沿岸低地地帯のグレイ・デ・ウイルトン卿との戦いを禁じる女王名入りの書簡を伯爵に送った。

ジェームズ1世が即位した直後、突然法外なほど決闘が増えた事は、これまで必ずしも明確には説明されてこなかった。ジェームズがエリザベスほど宮廷を治める才能がなかったとか、賄賂が罪を犯した紳士の助けになったとか、又はイタリアとフランスでの習慣的な行為についての知識がイギリスに浸透してきた、などの事実はいずれも正しい。宮廷生活を更に重要視するようになったとか、事情任せの競争に曝された存在、各自が自分の特権を失うまいと必死に気を配っていたのだが、こういう環境の最中にいた廷臣たちは以前よりもっと高度に敏感な名譽についての掟を取り入れたのでした。各自が君主の寵愛を受けて同僚を凌駕すべく相戦っているような人生の中では、個人の名譽はほとんど日常的に擁護されなければならなかった。最も些細な理由ですら流血沙汰の引き金となりかねなかった。「意地の悪い言葉が一言研ぎ澄まされれば挑戦用には充分だ・・・我々は羽毛の様にごくつまらない物の為にも仲違いをする。壁なす障壁に耐えに耐えた一方で、死んでイギリス海峡に横たわる者もいれば、一人のいかがわしい女の愛情ゆえに命を犠牲にする者もいる。健全さを公言しないという事は、健康と命をも失う充分な理由である。」

しかしながら決闘が増えた分の大半は、ロンドンに押し寄せ、これまで言われてきたように、イングランド人よりも更に未開状態に近かったスコットランド人に元を辿ることができよう。宮廷において両国間の悪感情は、両者の徒党間で頻発していたのである。

どの程度まで決闘が蔓延していたかと言うことは、1613年9月日付のジョン・チェン

バレンの手紙からの抜粋に見られよう。「世間でうわべは無事に治まったように見えても、お偉方の間の個人的な不和の多くは、この先の騒然たる気分を予見している。それらはもし除去されたり阻止されたりしなければ、危険な病の元となるかもしれない。」

「エドワード・サックヴィルとアントワープとライル間にあるキンロスのブルース卿との間で行われた戦いの首尾をお聞きになっている事と、私は信じております。この戦いで双方とも負傷し、ブルース卿は亡くなっています・・・又ここに似たような話が、つまりノリス卿とサー・ペレグリーン・ウイロビーは、同じ目的で出かけたし、又チャンドス卿とヘイ卿は同じ間柄だそうな。ラトランドとモンゴメリーの両伯爵間でも不和に火がつき始めていたそうな。しかしそれは国王により素早く消し止められたそう。つまり終始御前での出来事と言うわけです。しかしラトランド伯爵とダンヴァース卿との間はもっと危険でして、昨日聞いたところによると既に和議をするところまでになっているとか。しかし大方が後に聞いた話によると、エセックス伯爵とヘンリー・ハワード氏との間柄は、何が原因で折り合いがうまく行かなくなるのでしょうか。後者は伯爵を辱める話をして挑戦され、釈明するよう求められているとか。」

紳士、淑女が守るべき社交上の作法の掟がそのように高められたので、「男性は次のことを口にするのは恥でないという様に、今までに認め、推薦するようになっております・・・男子たるもの、名誉のためなら国家からも身を守ることが出来よう。国家に対する敬意は過去も現在も大層至純なものだが。又自分の父親に対してすらそうするかもしれない。また呪われた手で、(神に次いで)その生命と存在を認めねばならない人に対しても、それからまた彼がこの世で持つ他の何に対してであろうとも、背くかもしれません。」様々な「愚かな扇動者達が」公然と次の様にも弁護した。「正しかろうと誤りであろうと、男子が一旦肯定した事はなんであれ。いやそれどころか、嘘をついた動機が不正なものと意識的に知っているとしても、動ずることはない。それはただ、一旦彼の口を出てしまったのだから。」

決闘を擁護する世論の傾向は非常に強かったので、徹底的にその非合法性を信奉する人でさえもそれにあわせるか、さもなければ、さもしい臆病者と見られたくなければ社交から一切身を引かざるを得なかった。決闘を擁護する議論は次の通りである。

(1) この世に決闘が無ければ、危害を加えられた人の名誉に関心ある人々は総て刀を抜くだろう [集団的復讐]。(2) 天罰の恐れから人々は不正な反目にふけたままでいる事は出来ない。(3) ある行為が多くの人にとって順法的であるならば、一人にとってもそうである。軍隊は互いに挑戦しあうのだから、個人もそうすべきだ。(4) 法律は一般大衆の安全に関心を払うのと同じ様に個々の名誉も価値のあるものとしているのだから、個人は自身の不名誉となることに対しては復讐しなければならない。(5) 騎士道に関する法律はあらゆる男子に、加えられた危害には復讐するよう義務づけている。(6) 名誉ある人以外は名誉について審判しないだろうから、(そもそも生まれの卑し

い) 民事裁判所の裁判官はこの仕事には不向きである。(7) 兵士達は思慮分別ある人達であるが、かれらが持ち込んで正当化した習慣を我々は非難する。(8) 法律では発見されない多くの殺人事件がある。もし各自が剣を振るって罰を加えれば、殺人は減少するだろう。この最後の意見は、血族による復讐の欲求がイギリスでは今なお決して廢れていないことを示している。

1610年までには、決闘は重大な脅威となっていた。その年の2月、サー・ジョン・フィネットはノーザンプトン伯爵に手紙で、「予定されたあの天福を受けた命令が早急な矯正を齎さない」ならば、事態が悪化するだろうと書き送った。ここに言及された命令とは、ジェームズがこの年のもっと後に出した布告の事であったかもしれない。あるいは1613年の労作とも言える『勅令』のことかもしれない。この布告の為、遅くとも1610年までには色々な計画が明らかに進行中であった。ジェームズはこの後1618年、『調停者』という題の決闘をもつと思い留まらせようとする内容の小冊子を残した。しかし決闘を撲滅するのは、彼の力の及ぶところではなかつた。クロムウェルですら、もっと厳しい罰則を設けると約束する布告を発布せざるを得なかつた。そしてチャールズ2世は2つの命令を書いた。18世紀に出た決闘に関する複数の本に載っている長々とした記載によれば、この法に反する個人的な復讐という慣習がなんら減少していないという事を示している。そして決闘は優に19世紀まで行われたのである。

注

- (1) First Princeton Paperback Edition (1966): Fredson Bowers, *Elizabethan Revenge Tragedy 1587—1642* (Princeton University Press, 1940) pp. 3—34.